

中国における農業保険の課題

The Problems on China's Insurance Agriculture

王 艶 莉*

Yanli Wang

(要旨)

現行の中国の政策性農業保険はアメリカの運営方式をモデルにしたものである。その理由としてアメリカの農業保険は1938年の『連邦農作物保険法』からはじめられ、70年近くの歴史をもって大量の経験を積み立てた。特に、1994年の『農作物保険改革法』に基づいての改革は世界で最も成功し、加入率は80%と高く、アメリカの農業経営の安定及び農家の安定収入に多大な貢献を果たした。そして、中国の農業保険研究機構は2000年から2001年にわたって何回か研究員をアメリカに派遣し、アメリカの農業保険を考察し、導入の取り組みを進めてきた。もちろん、制度の設定において中国の事情に則する仕組みを工夫した。

しかし、アメリカの農業経営は土地が集中し、大規模であることが特徴である。これに対し、中国の農業経営は規模が零細で、農地が分散している。この農業経営状況の違いが農業保険の効率性に影響を与えるとすれば、むしろそれは日本の農業経営に近く、日本の農業共済運営方式を導入すべきだということにあると思われる。そこで、本稿はアメリカの運営組織と日本の運営組織の効率性を保険経済の理論に基づいて比較研究を行った。結論として、日本の農業保険運営方式はアメリカのそれより低コストで農業経営の安定・農家生活の保障の役割を十分に果たすことができると考えられる。

先行研究について、近年中国内での中国農業保険に関する研究が多く見られる。研究テーマは大きく分けて財政上の補助問題及び国際の比較研究が圧倒的に多い。しかし、日本での中国農業保険についての研究は見当たらない。本稿は保険理論、経済理論、国際比較などの視点から農業保険の組織の効率性について論述したい。

1. はじめに

中国の農業保険は2004年の「中央1号文
件」¹⁾に基づき、改革への取り組みに着手した。
現在、政府の主導の下で農業株式保険組織、
外資保険組織、相互保険組織、政府と民間保
険の共同保険組織などにより業務が担われて
いる。しかし、この保険は補償額が低く、加
入率が低い²⁾ため、農業生産の安定、農民生
活の保障の役割を十分に果たしていない。

この問題を解決するために、本稿は中国の
農業経営の実状を踏え、アメリカの農業保険
運営組織と日本の農業保険運営組織の二組織
の比較を通じて、中国の農業状況に即したよ
り効率性の高い保険組織を探索したい。

本稿ははじめにと結語を含め、6の節にわ
けて論述する。まずこの節では、農業保険改
革の経緯を整理し、文章の構造を説明する。
次節に、農業保険対処のリスクの特質をとり
あげ、そして3節では、中国の農業保険の現

* 山口大学大学院東アジア研究科コラボ研究推進体 (Collaborative Research Institute of East Asian Studies, Yamaguchi University)

状及び問題点を解明する。そこで、中国の将来の農業保険は民間保険組織か、相互組合組織かという論題を提出する。その後で、世界における主な農業保険の運営方式を解明し、農業保険における政府の役割を分析する。最後に、民間保険組織と相互組合組織による運営の効率性を比較し、その結語として中国農業保険の運営において、民間保険組織による運営と比べ相互組合組織により運営することがより効率性が高いと考えられる。

2. 保険事業として農業保険の特質

農業保険は、狭義的には農作物保険、養殖保険の二つに分けられる。保険対象は生命体であり、常に天候、病虫害などの自然状況に左右される。したがって、農業保険は一般の保険商品と比べ特有な性質をもっている。まず、農業保険とは農業者の農作物、養殖物の生産に従事する場合、自然災害、偶発事件による損失が発生すれば、経済的な損失を填補する一つの危険管理手段である。これは狭義的な農業保険の定義であるが、本論文は主に農作物と養殖業を研究対象として探索する。この節はまず、農業保険の特質を整理する。

2-1 農業保険リスクの特殊性

一般の損害保険はそのリスクが独立に発生し、随時的に発生する。このような発生したリスクの期待値は過去の発生したデータにより確率計算を通じ金銭的な損失を予見することができる。こうして、保険会社はこれに基づいて保険料を算出する。

一方、農業保険リスクは一つの事故が発生すれば、次に何らかの事故が連鎖的に発生することが多い。また、農業保険リスクは農業生産及び農業災害自体の特徴により、一定の規則・季節性をもっている。例えば、春は早

魃災害、夏は水害、秋は風害などである。さらに、災害事故及び災害損失は時間が同時に、地域が地理的に限定され、範囲が広範に及ぶなどの特性がある。特に洪水災害、干ばつ災害、黄砂災害、冷害、凍害は一旦発生すると、同時に1県ないし数県・1省ないし数省、全国など広範囲におよぶ恐れがあり、リスクの時間的・地理的分散の防止に困難をもたらす。また、農業災害の発生頻度は高く、損失規模が大きく、発生予測が不可能な側面がある。

保険学ではこのような損害は大規模災害と呼ばれる。このような災害が一旦発生すると「保険団体中の財産額に比べそれ以上の損失額を生じさせる可能性のあるもの」で、保険会社は弁償不可能を招くことになる。保険会社は実際に大規模災害危険事故に見合った保険料を算出することができるが、大規模災害の計算には大きな不確実性を伴うので、多額の危険割増が保険料に付加されなければならない。そうなれば保険料が高すぎるということで、多くの人が保険の加入を回避する。危険の程度が非常に高い者のみが保険担保を希望する場合、保険は実現不可能になるということが、保険の重要な原則である。この原則により大規模災害のほとんどが保険制度の対象から外されているのである³。

2-2 農業保険の逆選択の問題

保険事業はさまざまな費用を生じ、コストが高い。例えば、保険契約時の費用、契約後の危険予防費用、事故発生後の観測費用などがある。この他に、保険取引において、情報の偏在に伴って生ずる諸費用があげられる。この費用は逆選択により生じた費用であり、保険会社は潰れる可能性が生じる。

逆選択とは、保険契約を締結するときに情報の偏在を利用し、保険事故を起こしやすいグループは利己主義的な行動をとり保険に加

入ることである⁴。

この問題は保険事業全体の問題であるが、農業保険においてはさらに深刻である。農業保険において地理的位置、土地肥沃度、気候、作物及び家畜の状況・品質などのリスクや損失情報は常に農民は掌握しているが、保険会社はそれらに関する情報を事前に把握していないのが普通である。それゆえ、農民は保険対象の事情を秘匿しようとする可能性がある。

一方、個々の保険商品はそのリスクの発生に格差が存在するが、その純保険料率は保険リスク単位を集合し平均損失率の算出された結果によって決まる。逆選択の発生は、リスク損害率が平均より高い層のみ、例えば自然災害が多い所の農民、土地が貧弱なところの農民などのみが保険を購入することである。逆に、リスク損害率が低い農民は保険の購入行動を避ける傾向にある。これにより、保険会社の弁償率は上昇し、保険の健全運営が影響を受け、保険は実現不可能になる。

この農業保険における地域差異、個体差異による逆選択の問題を避けるとすれば、保険会社のリスク細分化、保険料率の格づけが要求され、保険会社の経営コストの高騰をもたらすことになる。こうして、本来高コストの農業保険に更に逆選択の予防コストが加えられることになる。このような高騰なコストが負担できる会社はほとんど存在しない。

2-3 農業保険の道徳的危険の問題

また、保険市場で共通する問題としては道徳的危険をとりあげることができる。被保険者には、契約期間中における損害防止努力が義務づけられている。ところが、保険会社はその努力の程度を観察することができない。それゆえ被保険者は損害防止努力をすることによって便益が得られない限り、損害防止努

力を実施しようとはしないだろう。これは道徳的危険である。さらに定義すると道徳的危険とは保険契約後、被保険者は情報偏在を利用し、保険者にとって不利な行為をし、保険事故の発生確率は大多数法則⁵の下で算出された事故発生率より高くなり、保険会社の弁償金額を増加させる行為である⁶。

農業保険上の道徳的危険の問題は普通の損害保険商品に比べ、さらに抑制しにくい。農業保険の対象は常に生きているものであるから、その成長や、飼養に人間の関与を除くことができない。例えば、農作物災害の場合、災害が発生する前に積極的に災害を予防するかどうかと災害が発生した後に積極的に農作物を救済するかどうかで、損害の程度に大きな違いが存在する。

また、養畜疾病の場合、被保険者は積極的に予防・治療すれば、費用の削減或いは斃死率の減少を実現することができる。逆にいえば、過度な予防・治療は費用の通増につながり、保険者は支払不能に陥り、破綻に追い込まれるかもしれない。調査によると中国の国営農業保険において、道徳的危険による損失は農作物保険金の20%と高かった⁷。保険理論において、道徳的危険が多発すれば、最終的に市場均衡が崩れ、保険市場の存続ができなくなる。

2-4 農業保険の評価・監督の問題

損害の「近因」は財産保険における重要な概念であるが、農業保険においては損害事故の「近因」確率が最も高い。損害の近因とは損害を引き起こす出来事の連鎖における最初の危険事故のことである。農業保険で表現すれば、引受作目の損失は常に一連の発生した出来事により損失を蒙る。また、農業保険は同一引受対象作目においても同一時間に異なる災害を被る可能性も存在する。つまり、引

受対象作目の損失は常に一連の発生した事故の総合的な結果であるため、どのリスクの影響で引受対象作目に損失を与えたのかを区分することが難しい。したがって、農業保険は道徳的危険を避けることが困難である一方、保険損失の評価は一層難しさを生じる。これにより、保険経営上のコストを増加させる側面がある。

また、農業保険の引受になる対象は広く分散し、経営管理の困難さをも指摘される。耕地も養殖業も零細で、農業保険業務の展開や監督・損失評価難をもたらすと同時に、農業保険の逆選択及び道徳的危険を抑えるのが困難である。そのため、他の保険に比べ、監督コストが高く、引受、損失の評価などの経営コストを高める要因となる。

この節は、農業保険の特質を分析した。まず農業経営の特徴により、農業保険リスクが一般の損害保険リスクよりも特異性があり、損害規模が常に大きい。また、農業保険取引上において逆選択の存在や道徳的危険の発生は一般の損害保険より高い。さらに保険事故発生後の評価・監督が難しい。その結果、農業保険料の割高と費用の増大をもたらし、農業保険の運営に困難が生じる。

3. 中国農業保険経営組織の多様化

1982年中国は農業保険業務を再開して以来27年間を経てきたが、その進捗は依然としてとどまっている。中国は適正な運営方式を求めるために、全国各地でさまざまな試験を展開している。特に近年、中央政府は農業保険の重要性を認識し、相次いで保険事業の発展に関する命令を下した。地方政府は中央政府の命令に応じてさまざまな保険運営方式を展開している。この節は展開された主な運営模式を整理し、問題点を分析してみる。

3-1 地方政府と民間保険会社の連合共同保険方式

1978年の中国農村部の改革では、農業生産経営の個人責任制を追求するようになった。このことから、農業保険は農業生産経営の有効な危険分散の手段として認識された。そして、1982年中国人民保険会社（PICC）は国有保険会社として農業保険業務を再開した。80年代後期から、PICCはカバー範囲の拡大、経営コストの抑制、道徳的危険の回避、弁償の困難などの問題を避けるために、政府の支持の下で新しい経営方式を探り始めた。まず、県・市政府と連合した共同運営方式である。原則として地方政府は農業保険業務の展開に努め⁸、そして、保険会社と共同で保険責任を分担し、利益を共同で享受する。

例えば、1991年湖南省は全省の11の県でこのモデルを試行し、収入保険料941万元、保険金の支出は329万元、弁償率は35%であった。このモデルの特徴は農作物保険、養殖保険、農村家庭財産保険、トラック保険、郷鎮企業財産保険、農村短期人身保険などの商品と一緒にセットし、独立口座、独立会計、責任を半々分担する。同年の収入保険料は支出した保険金、税金、運営費などを引いて、残りは湖南省政府と保険会社が50%ずつ人民保険会社の専門口座に預け、地方の専用保険資金として積み立てた。また、損失が発生した場合、その責任を50%ずつ分担することとした。この方式は、農村家庭保険の利益から農業保険の損失に補充することで、「以險養險」⁹方式であった。しかし、1993年に湖南省は洪水災害に遭って、二年間積み立てられた専用保険資金を全部保険金として払ったにもかかわらず、不足を生じた。県の政府は財政が困難であるため、弁償金を払う能力がなかった。その結果、県の地域の人民保険会社は省の保険会社に借金して弁償した。農業保険の収益性

がないため、保険会社はほどなく農業保険項目をやめ、湖南省の「共同保険」方式は崩壊した¹⁰。

現在この保険方式で順調な発展を遂げたのは浙江省、江蘇省である。次は江蘇省を事例として取り上げる。

2007年、江蘇省は全国で六つの内の一つの農業保険試験地を定め、共同保険のモデルが新しく展開された。保険の責任は政府6、保険会社4の割合で負担する。保険目的は、水稻、小麦、綿花、油菜、トウモロコシなど五つの農作物、種豚、乳牛など二つの養殖業、また、豚、養殖鶏、蚕など十二の項目がある。湖南省と比べ最も特徴があるところは、政府が保険料補助を実施したことである。補助水準は農作物70%、種豚80%、乳牛60%と高い。そのうち農作物の補助は中央財政35%、省政府25%、残りの差額は市・県の政府から拠出する。保障水準は災害発生後、再生産能力を回復することを原則とし、農産品生産のコストにあたる金額である。例えば五つの農作物はいくつかの水準に分け、最高保険金額は1ムー¹¹当たり500元、種豚の保険金額は1頭当たり1000元、乳牛は4000元、その他は市場価格の60%程度と定めた。2008年全省保険料収入及び農業保険基金の合計は10.66億元、支出保険金は3.38億元に達した。また、省内の重要な農作物である水稻、小麦の受付面積は5,862万ムーの総作付面積の90%以上、養殖豚は200万頭余りで、100%を実現した¹²。

以上の事例で、湖南省がこの保険方式で失敗した原因は、財政上の問題であると考えられる。2007年の財政収入について、湖南省は606.55億元であるのに対し、江蘇省は2,237.73億元であった。これを見ると、湖南省の財政収入はただ江蘇省のその4分の1弱にすぎない。こうすると、洪水、台風など重大な災害損失が発生した場合、湖南省は江蘇省、浙江

省と比べ財政上の拠出能力が弱い。一方、保険会社は営利目的なので、収益性がない事業の開発を避ける。したがって、湖南省の「共同保険」は崩壊の道を辿っていた。なお、再保険がない場合、異常災害が発生した場合、江蘇省はどこまで保障ができるかが依然課題として残っている。

3-2 農村部における保険相互会社及び合作社保険運営方式

農村部における保険相互会社及び合作社運営方式は二つの経営方式に分けられる。一つは相互会社の非営利性運営、もう一つは合作社の営利性運営方式である。詳しくは次のようである。

(1) 農村部保険相互会社の非営利性運営方式

1990年河南省は当省の新鄭県で相互保険会社——農村統籌保險相互会を設立し、しばらくの後全省に押し広めた。この保険相互会は県、郷、村行政の支援により建てられた組織で、独立採算、資金留保、利益によって欠損を補うなどの原則により運営する。保険対象には農作物、牧畜、その他に農村家庭の財産保険、機動車両、生命保険などがある。相互会は運営技術、人力の面を考慮し、県の人民保険会社に業務を委託した。また、相互会は自己の引き受けた保険責任の30%を人民保険会社支社に転嫁し再保険を附する。地方政府は営業税、所得税など税制上の優遇措置を行った。この保険運営方式は基金の社会プール範囲が狭く、地方政府の財力が弱く、法律上の保証がないため、1990年代末に挫折した。

現存の相互保険組織には黒龍江省の陽光農業保険相互会社がある。この会社は黒龍江省垦区の20万農家により農業災害の相互共済を目的として組織したものである。14年の経験を積み重ね、2005年国家の承認を受け、正式に專業農業保険相互会社として業務を担うよ

うになった。現在、黒龍江省の13の市で分社を設立し、60余の県および94の農場で保険会社及び運営サービススタンド¹³、100の郷でサービススタンドを設置している。また2000余の村で保険相互会を設立し、現在会員数は100万人以上にのぼっている。さらに、2008年11月海南省に進出し、省外に進展するようになった¹⁴。この保険組織は一定の役割を果たし、他の保険組織より優れているといえる。

(2) 農村保険合作社の営利性運営方式

農民保険合作社は農民から資金を集め組織の保険資本を準備する。この保険組織は農民が所在している郷、村を単位として、農業保険業務、家財保険、生命保険を運営する。例えば、1990年代初に形成した山西省太原市北郊の農業保険合作社は、農民から20万元、地域財政20万元、郷鎮企業25万元、人民保険会社60万元をそれぞれ拠出し、株式保険会社を設立した。この合作社は独立採算、損益について自己責任を負う。仮にその年残高があれば、保険基金を拡大する以外に、合作社員に返戻金を割り当てる制度もあった。リスクを転嫁するために合作社は当該地域の人民保険会社に保険責任の30%を附した。結果的にこの保険形式も終焉した¹⁵。この保険方式は規模があまり小さすぎて、保険基金のプール範囲が狭くて、洪水、台風のような大きな災害損失に対応できなかったのが一つ重要な原因であろう。また、一貫して農業保険の法律整備が遅れて、必ずしも政府部内でも認識が一致しておらず、政策の実施が不安定であったのもその原因の一つとして考えられる。

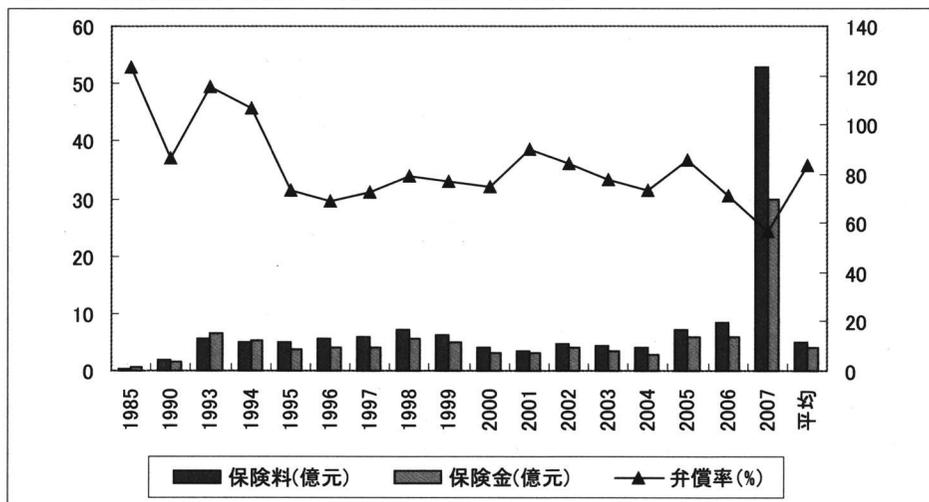
組合組織保険は規模が小さいと重大な災害が発生した場合、空間的な分散ができないことで破綻する可能性が高い。また、農業保険の場合、政府からの財政支持や、法律の保障などは欠くことができない。

3-3 現存の農業保険組織——民間保険会社の商業化運営方式

2002年まで農業保険の規模が最も大きい組織は中国人民保険会社と中華連合財政保険会社の2社であった。1994年人民保険会社は国有制から株式会社制に改正し、農業保険の業務項目は急速に縮小した。この影響で、全国の農業保険業績が急激に減少し、2001年全国保険料収入は3.33億元にとどまった。これをきっかけに、2002年中国政府は農業法、保険法の修正を行い、政策性農業保険¹⁶が創設された。その後、フランスの安盟保険会社、上海安信、吉林安華専門農業保険会社、黒龍江省相互保険会社、浙江省の「共同保険方式」、江蘇省の「聯弁共同保険方式」¹⁷の農業保険方式が相次いで誕生した。つまり、現行の農業保険（主体）には民間保険会社である上海安信、吉林安華、フランス安盟などの民間保険会社及び黒龍江省陽光相互保険会社がある¹⁸。これらの保険組織は自ら農業保険業務を担い、政府は保険料の補助、農業保険営業税の免除などの優遇措置を行う。そのほか、江蘇省、浙江省は政府と民間保険会社が共同して農業保険業務を展開する。

図表1は中国農業保険の保険料、保険金、弁償率の年次推移を表示したものである。この図表から、1985～2007年の22年間にあって、2007年以外は、事業の著しい発展は見えてとれない。収入保険料は2006年の8.48億元から2007年53億元に急増したのは中央財政から初めて10億元の保険料補助が拠出された結果である。また支出保険金では、1993年、1994年は旱魃、洪水の大きな災害の影響で、収入保険料は支出された保険金より上回っており、全体を見て保険金が保険料に占める割合（弁償率）の平均値は83.26と高かった。

図表1 中国農業保険の保険料、保険金、弁償率の年次推移



出所：中華人民共和国国家統計局ホームページより

注：弁償率＝保険料／保険金

この節は中国農業保険事業が再開されて以来、主な保険運営主体を論述してきた。現存の主な経営方式には、地方政府と民間保険会社連合共同保険方式、保険相互会社及び合作社保険運営方式、さらに民間保険会社の商業化運営方式がある。論述してきたように、共同保険方式は困窮な地域では財政の制限があるため適合しない。合作社保険運営方式は業務規模が狭いと危険の空間的分散ができないため、限界が存在する。さらに、現在の民営保険方式はアメリカの運営方式をモデルにしたものであり、2007年のデータを見ると著しい成長を見せている。

現在、農業保険法¹⁹の不備、運営費の財政補助、再保険が整備されていないことが問題となっているが、これに加え、農業保険の運営組織もあわせて重要な問題であると思料される。そこで、どのような運営組織が適切であるか、これを探索するためにアメリカと日本の運営組織を比較し、より効率性がある組織を中国に提言したい。

4. 世界における農業保険の組織形態

農業保険は18世紀の後半、ドイツ、フランス及びイギリスにより始められた。運営組織は民間保険会社である。保険商品は農作物雹害保険に限られていた。その後の1920年代末、アメリカ、日本をはじめ、多くの国は政策性農業保険制度を確立した。現在、世界40以上の国が農業保険制度を実施している。その主な運営主体は相互組合組織（日本）、相互保険組織（ヨーロッパの主要な保険組織）、民間保険組織（アメリカなど）、国营、公共団体などによる種々の運営形態（フィリピン、メキシコ、タイ、インドなどアジア発展途上国）がみられる。本稿は相互組合組織による農業保険と民間保険組織による農業保険を取り上げ、それぞれの経営実態を解明してみたい。

4-1 相互組合組織による農業保険方式

相互組合組織農業保険を行う国は日本である。日本の農業保険は1947年設定された農業災害補償法に基づいたものであり、農業災害

補償制度と呼ばれる。またこの制度は農民間の相互共済を強調していることから農業共済保険（NOSAI）とも呼ばれる。この節はその運営組織、事業の種類、国の役割に分けて、相互組合組織保険方式を解明する。

(1) NOSAI 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業災害による被害発生時の損害の危険分散を図るため、経営主体は国家、都道府県、市町村・農家の三段階で共済、保険、再保険を行う。

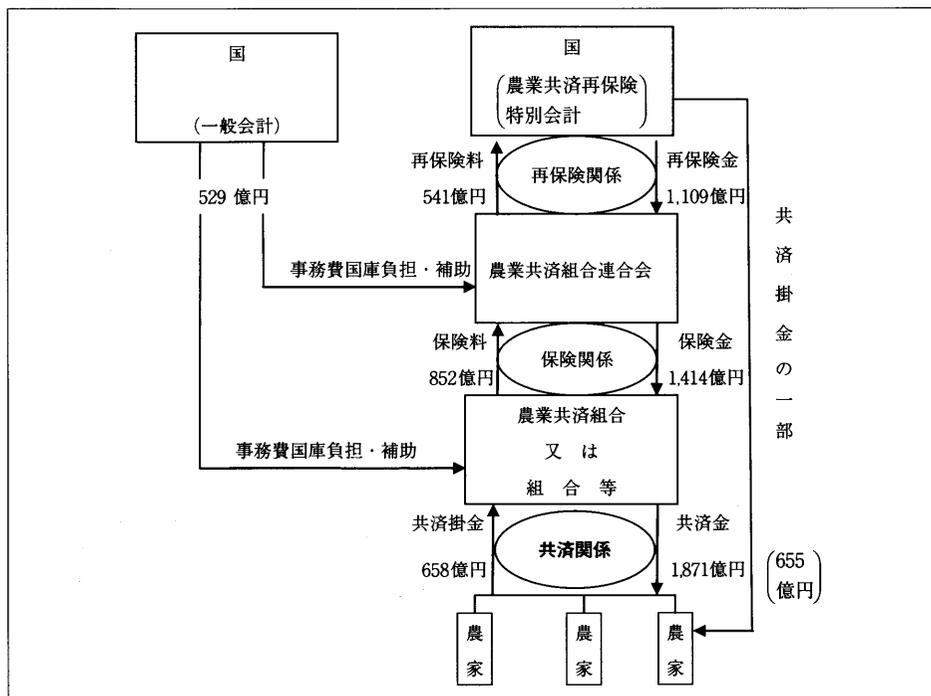
第一段階の共済では、地域ごとに各農家が NOSAI 組合を設立し、災害時に備え組合の共同財産を準備するために共済掛金を上納する。災害が発生したときに、その損失填補として共同で出し合った準備財産の中から被災農家等に共済金を給付する、いわゆる相互扶助を基本とする制度である。なお、この事業は NOSAI 組合のほか、市町村（以下「組合等」

という）が行うことができるとされている。

第二段階の保険では、日本の自然的条件により災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。そのために、各区域の都道府県に NOSAI 組合連合会（以下「連合会」という）を設立し、組合等が負う共済責任のうち一定部分を連合会へ保険に付する。連合会は保険責任に応じて組合等に保険金として支払い、組合等は被災農家の共済金に充当する。なお、連合会の権利義務を承継し、都道府県を事業の区域とする NOSAI 組合が設立されている場合には、特定組合は自らが負う共済責任の一部について、国に再保険する。

第三段階の再保険では、さらなる莫大な危険を分散するために、国は NOSAI 組合連合会の負う保険責任の一部については、国に再保険する。これに対し、国は再保険責任または保険責任に応じて、連合会に保険金を支払

図表2 NOSAIシステムイメージ図



注：金額は平成 2003 年度実績である。
出所：農林水産省「農業災害補償制度の概要」に基づき、筆者作成

う。または、特定組合に対して保険金を払うこととなる。(図表2を参照)

農業共済組合は市町村の区域毎に設置されているが、中には制度を実施していない市町村が存在する。この場合は農業共済の運営を市町村(一部事務組合や広域連合を含む)等の地方自治体(特別地方公共団体)が実施する。また、都道府県単位で農業共済組合連合会も設けられている。

農林水産省のデータによると、2006年全国でNOSAI組合連合会は43と4の特定組合、211特定組合以外のNOSAI組合、48事務組合、48市町村等を合わせて、294の会員として事業活動を行い、農家の276万世帯が組合に加入している²⁰。

なお、保険責任の取り決めについては、全体の3割に相当する危険を本制度の組合に、残り7割に相当する危険を連合会に分散する方法がとられ、政府の再保険は連合会の分担する危険が異常に集積して発生する場合に連合会の危険分散の機能を補強する。政府と連合会の間は必ずしも危険の何割を再保険するという関係は成立していない²¹。

(2) NOSAI 事業の種類等

日本のNOSAI事業は「農業災害補償法」に基づいて農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済等を行う。政府は農家が支払う共済掛金および共済事業を行う団体の事務費の一部を負担し、さらに基幹作物目である米麦等の農作物に対して一定規模以上の農家には加入を義務づける「必須事業性・当然加入制」を採用している²²。

(3) 農業災害補償における国の役割

①政府の共済掛金の補助 NOSAI掛金国庫負担制度は、まず、農業は自然状況に支配される産業であり、その農業災害の被害率は一般の損害保険などの被害率に比べ極めて高い。これに加え、農家は一般に零細経営であ

り、多額の掛金を負担するのは困難である、次に、農家などによる相互扶助を基本とする保険のシステムによって危険分散を図る制度趣旨を具現化するためには、農家などの共済掛金の負担を軽減し、農家に農業経営を奨励するため、加入の促進を図る必要がある、などの理由から農家が負担すべき共済掛金の40~55%を国が負担する。国庫負担金額は各共済事業の性質が異なることから、その負担金額はそれに応じて異なる農災法の適用条例により規定している。総体的に見ると、農家等が支払うべき共済掛金のほぼ2分の1に相当する額が国により負担されている。なお、任意共済についてはその掛金の国庫負担を行っていない²³。また、NOSAIでは、共済掛金国庫負担について超過累進制度が適用されている。この超過累進制度とは、農林水産大臣が共済組合等別に定める基準共済掛金率に応じて国の掛金負担割合を決める制度である²⁴。

②共済組織の運営費の補助 共済組織の運営費の補助は農業災害補償制度に基づいて、NOSAI事業を実施する連合会及び組合等に対し、国が事務費を負担する(NOSAI事業事務費負担金。以下「事務費負担金」という)。政府は共済事業を行う市町村に対し、事務に従事する役職員の給料、手当及び旅費、事務諸費、会議費を負担する。また、国はその他組合等及び連合会の行う共済事業および保険事業に関する事務の執行に必要な経費をも負担する²⁵。

組合等への事務費国庫負担金は当該都道府県に当該組合等の行う共済事業の規模に応じて、これを公布する。また、NOSAI組合連合会の事務費として国庫負担金は当該NOSAI組合連合会にその行う保険事業の規模に応じてこれを交付する。この規定に関わらず、農林水産大臣が別に定める都道府県の区域内の組合等の事務費負担金は、当該組合

等にその行う共済事業の規模に応じてこれを交付する²⁶。

また、農業災害補償法により、国庫は特別事務費補助金と対策費補助金を交付する。特別事務費補助金には損害評価特別事務費、NOSAI地域対応強化総合対策費、NOSAI地域対応推進総合対策費等を含む。対策補助金にはNOSAI高度情報化推進事業費と家畜群疾病分析管理事業費を含む。現在毎年政府は530億円前後の事務費を負担している²⁷。

③政府による再保険 農業災害補償制度に基づき、政府はNOSAI事業に対し再保険責任を負う。この共済再保険特別会計は農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定の4勘定が各共済事業に関連し、特別会計を繰り入れる。また、再保険金を支払う基金勘定と業務勘定がある。前者は異常災害発生時の再保険金支払財源不足に充当するための繰入原資を運営するための勘定であり、後者は特別会計の運営事務費等を経理するための勘定である²⁸。

4-2 民間保険会社組織による農業保険方式

言及したように現在中国の農業保険は民間保険会社組織によって運営され、アメリカをモデルとするものである。しかし、保険業務の運営に当たり中国の農業経営はアメリカと異なる部分が多い。このことは中国での農業保険の運営上、極めて大きな影響を与えると考えられることから、まずアメリカにおける農業保険の運営方法について考察したい。

アメリカの農業保険は1938年制定された『連邦農作物保険法』に基づいて創設されたものである。最初この制度は公的機関である連邦農作物保険会社により運営された。つまり、1939～1980年の間、アメリカは政府により農作物保険が運営された。1980～1996年政府は農作物保険監督の費用を引き下げると

に、民間保険会社の農作物保険の引受を許可した。さらに、1994年、政府は農作物保険法を改正し、次第に農業保険の業務を民間保険会社に移し、1996年に新たな運営方式がはじまった。この新しい運営方式では、連邦政府（アメリカ農務省リスク管理局/連邦作物保険公社）が管理・運営を行い、その監督の下で、民間保険会社が保険の引受、損害評価、その他顧客サービスを担っている。そして、連邦政府は農業者に対し保険料の補助を行うとともに民間保険会社に対し事務運営費の援助を行っており、さらに、農作物保険会社に対し再保険の提供を政府の責任として認めている²⁹。なお、加入方式は基本的に任意加入制を採用しているものの、農業支持制度とセットとしている。つまり、農業保険に参加しない農民は、価格支持、貸付などの農業支持政策に恵まれない。この意味で、農業保険の加入性はある程度強制的な意味が強いと理解していいだろう。

アメリカの作付け保険制度には巨大災害作物保険プログラム（CAT：Catastrophic Crop Insurance Program）と複合危険作物保険プログラム（MPCI：Multiple Peril Crop Insurance Program）とに構成されている。CATでは保険料の全額を連邦政府が負担するが、農業者は手数料として保障対象面積の大小や保障対象作物の種類にかかわらず1作物あたり100ドルを支払う。CATは収量が平年の半分を下回るというめったに起こらないような大被害に対して、わずかな手数料で最低限の保障を提供しているのである。MPCIでは保険料を農業者が負担するが、連邦政府はその保険料の一部を補助している。保険料補助の水準は、農業者が選択する最も標準的な保障水準である65/100（基準単収の65%と基準価格の100%の組み合わせ）により、4割程度（42%）の補助率となっている。

次に、アメリカには収入保険制度も存在する。この保険制度は農業の生産上においてリスクを対応する農作物保険と違って、市場価格の低下により生ずる農業収入の減少に対応する制度である。この保険についても、農作物保険と同様に、連邦政府による農業者への保険料補助、民間保険会社に対する運営費用の助成や再保険が行われる。保険料の補助水準は30~50%で作目ごとに、保障水準によって異なる。

さらに連邦政府は農作物保険の元受民間保険会社に20~25%の業務費用を拠出し、農業保険の推進費用や教育費用なども負担する。

なお、農作物保険法に基づいて連邦政府、州政府、地方政府は、農作物保険を運営している連邦農作物保険会社に対し税金の一切を免除する。

以上は農業保険運営組織及び仕組みをみてきた。図表3で表示しているように、この事業の実施はいずれの運営体制にも係わらず、法律の整備、国から保険料の補助、運営費の補助、再保険の提供を行っている点は共通である。また、加入体制では、民間の保険組織で行うアメリカは基本的に任意であるが、農業の支援政策とセットとしているので、ある程度強制の意味も持っている。これに対し、相互組合組織による農業保険の日本は、農業

経営において一定規模に達したらその加入は個人の意思によらず、強制的に加入する。強制加入制度は保険上の逆選択を対処する有効な方法である。なぜならば、政府は強制力をもってすべての対象者を加入させ、保険理論の大数法則が効き、より合理的な保険料を算出することができる。

現在中国の農業保険は民間保険組織により運営し、国から保険料の補助、税の免除など優遇政策を享受している。前節で言及したように、農業保険会社は農業保険業務を取り扱うことについて慎重な態度をとっている。中国農業保険は、アメリカの運営方式を真似したものであるが、一方、中国の農業構造はアメリカのとはほとんど異なることから、アメリカの運営組織を導入することの是非について次で検証したい。

5. 中国における農業保険の商業化運営の限界及び改善策

農業の特殊性により、民間による農業保険運営には限界が存在する。この節はまずこの点を解明し、政策的農業保険の必要性を解明する。その上に立って、アメリカの農業経営と中国のそれを比較し、中国での民間保険による農業保険を運営する上での限界を指摘す

図表3 民間保険会社組織による農業保険と相互組合組織による農業保険の比較

組織別	経営組織体及び形式	加入方式	国の役割			
			法律整備	保険料の補助	事務費の提供	再保険の提供
相互組合組織農業保険方式(日本)	市町村組合+都道府県組合連合会+政府相互保険形式	強制	○	40~55%	50%	○
政府の主導で会社組織保険方式(アメリカ)	民間会社+政府政府主導形式	任意+政府の農業支持政策とセット	○	40~60%	保険料の22.5%	○

出所：筆者整理・作成

る。さらに、日本の農業経営と比較し、日本の農業保険（農業共済）のメリットを分析する。そこで、中国での農業保険事業は民間保険による運営とするのがいいか、それとも相互組合組織保険による運営が望ましいか、検証してみたい。

5-1 農業保険の民間保険組織運営の限界

農業保険はリスクの発生率が高い。一般の損害保険の純粋保険料率は1%以下であるのに対し、農業保険の純粋保険料率は常に2~15%³⁰に達している。それゆえ、農業保険の保険料・保険料率は一般の損害保険の保険料より10倍、100倍と高い。これらの原因により、民間保険組織は農業保険業務を取り扱うことに、限界が生じている。この節は、農業保険の市場失敗による民間保険組織の運営限界を分析したい。

(1) 農業保険における市場の失敗

①民間保険会社には運営の条件が二つある。その一は多数者に偶発事故が同時に発生しないことである。多数者に偶発事故が同時に発生すれば、リスクの空間的分散機能が果せなくなり、保険者は長い間貯蓄された積立金で支払わなければならない。保険事故が甚大な場合はこの積立金もこれに対応することができないから、民間保険会社はこのようなリスクを商品対象とすることは倒産する恐れがあり、これを避ける行動をとるのが普通である。その二は過大な危険でないことである。被害があまりに大きい場合には、積み立てられた資金を持ってこれを填補することができないからである³¹。前述したように農業保険リスクの場合はリスクが同時に広い範囲で発生し、また、一旦発生すると、全損の危険性が極めて大きい。これはまさに後述の通り、現行の中国農業保険会社はなるべくこのようなりスク項目を避ける行動をとる要因と

なる。この理論からして農業保険の民間保険組織での運営は成立し得ないことになる。

②民間保険会社では、ある保険商品は一定の弁償率を超えると、利益を生み出すことができない。保険業界は保険商品の儲かる弁償率の臨界分岐点は70%であると認識されている。これに対し中国の農業保険弁償率は1990~2006年の間、1996年の68.8%以外はほとんど70%を超え、平均にして84.93%と高かった。さらに1993年、1994年の二年間連続して100%以上になっている。一方、民間保険会社は株主に配当する責任があるから、利益を追求しないとイケない。これはまさに中国農業保険の深度（収入保険料/GDP）は0.1886、密度（一人当たり保険料の支出）は7.285元にとどまり、事業の進捗がとどまる要因となっている。

(2) 民間保険組織の経営目的

なお、民間保険は利益を最大化することが主要な目的である。本稿は民間保険会社に追求された利潤の部分を α と仮定する。そして、この α の部分は付加保険料として保険料に加算することになる³²。これによって元々高い保険料の農業保険はさらに保険料が膨らむことになる。前述のように現在中国政府は純粋保険料の部分を50%相当補助しているが、これにしても保険料は依然として高いと考えられる。保険者は保険商品を提供するにあたり損害率が高い商品の開発にまだ躊躇している。これに対し、行政上の圧力がいくらあっても、保険会社は利潤を獲得しないと供給しないだろう。たとえば、農作物の旱魃、洪水、養殖業の伝染病などのようなりスクはその発生が頻繁で、損害率が高いから、保険会社はこのような保険商品についてなるべく取り扱わないようにする。中国の保険監督委員会は農業保険会社を設立する場合、その会社の農業保険業務が全保険会社総業務に占める割合

を規定している。しかし、現在ほとんどの農業保険会社は要求された割合を満たしていない。民間保険会社は常にリスクの損失確率が低く、リスク単位が小さな保険商品を対象として運営するためである。例えば、現在の人民保険会社は収穫期の農作物火災保険³³のみを保険の商品対象にし、既に農業保険市場から撤退する傾向を示している。また、專業農業保険会社としての吉林安華は農作物の加工や運送などの商品³⁴に重きを置き、農作物・養殖物成長期におけるの保障項目はほとんどない。以上を見ると、中国の農業保険事業は形式的なものであり、本質的に農業保護、農民保障の役割は果していないと考えられる。

5-2 中国における農業保険組織のあり方

現行の農業保険組織は中国保険監督委員会により認められているのは次のようなものがある。まず、政府の主導下、民間保険組織である上海安信農業保険株式会社、吉林安華農業保険株式会社、フランス安盟外資保険会社及び相互保険組織である黒龍江省陽光農業、政府と民間保険会社との共同保険組織である。各省・市・自治区の政府は当該地域の経済状況により、組織形態を選択する権利を有する。一方、各省ごとの自然状況が類似しており、同質のリスクが集中することが多い。このような地域ごとに異なる運営方式で、リスクの空間的分散が制限され規模の経済効果

を達することが難しい。したがって、農業保護、農民の生活保障を確保するためには、全国同一的な制度の整備が極めて重要であろう。なお、中国における農業保険の運営組織のあり方として民間保険会社によるアメリカの運営方式と相互組合組織による日本の運営方式との比較検討を論述したい。

(1) 民間保険組織の運営におけるアメリカと中国の農業経営比較

中国における農業経営の特徴はアメリカの農業経営と本質的に異なり、中国の農業保険はアメリカ農業保険を導入することの是非について検討するために、まず、その効率性を究明したい。

中国の農業経営はその規模が零細で、農地が分散しているのが特徴である。図表4は2005年耕地面積・農業就業者比率・生産性の国際比較を表したものである。この図表を見てわかるようにアメリカの農業者一人当たり耕地面積は63.69ha、これに対し、中国は一人当たり0.28haの小規模にすぎず、また耕地が一戸一戸分散している。また、労働生産性からみるとアメリカは一人当たり133.5トン、中国は0.8トン、なんと中国の150倍以上となっている。これは小規模の農業経営は規模の経済性が達成することができないから、中国の農業生産性はアメリカのそれより著しく低い理由である。

このことから、たとえ農業保険業務は完全

図表4 2005年耕地面積、農業就業者比率、農業労働生産性の国際比較

	農業就業者平均耕地面積 (ha/人)	農業就業者比率 (%)	労働生産性 (トン/1人)
中国	0.28	63.8	0.8
日本	2.14	3.0	6.1
アメリカ合衆国	63.69	1.8	133.8

注：労働生産性は穀物の生産量を農業就業者で割ったものである。

出所：日本総務省『世界の統計』などより作成 <http://www.stat.go.jp/data/sekai/04.htm#h4-04>

に民間保険会社にて提供されると仮定したとしても、中国農民の保険料負担能力ははるかにアメリカ農民の負担力より下にあることがわかる。また、保険に関する教育・推進、危険防止、損失測定、逆選択の予防、道徳的危険³⁵の抑制などの諸費用はアメリカより中国のほうがずっと高いと予測される。なぜならば、アメリカの農業保険対象者は大規模な農家であるのに対し、中国の農業保険の対象は一戸一戸分散された農民である。規模の経済効果により、中国の農業保険運営の事務費はアメリカの事務費より高いことが理解できる。この保険事務運営費は会計上は保険料に加算される。同じ状況の下で、中国の農民はアメリカの農民より高い保険料を負担することになる。

また、民間保険の場合は強制的な加入制度を採ることが難しい。一方、アメリカの農業経営者のほとんどは専業農家として農業を運営しており、農業災害が発生すると、収入が徹底的に減少し、経済生活を脅かすことになる。安定的な生活を確保するために、アメリカの農民は農業保険への加入が任意であるにもかかわらず、自主的に加入の動機が存在するだろう³⁶。これに対し、中国の農民は経営規模が零細で、出稼ぎ機会が多く³⁷、農業経営の危険は農業作目構造の調整や、出稼ぎ、さらに国からの救済金により、その損失を埋めることができる³⁸。したがって、国民性、政策上の補助などの条件を考えない場合、中国の農民は農業保険に加入する意欲はアメリカの農民より低下することが推測できる。農民の農業保険への加入がないと、事業は成立しない。

以上の原因で、中国の農業経営形態はアメリカの運営形態と全く異なることで、農業保険にアメリカの方法を導入することは明らかに効率性が見えないと考えられる。

(2) 民間保険組織における市場の販売曲線及び政策性農業保険の役割

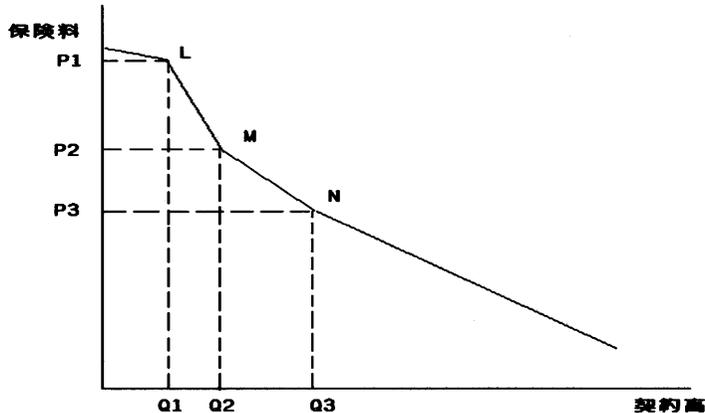
農業保険リスクの特殊性により保険料が高いことは既に論述した。次は保険理論に基づき民間保険組織における販売高及び国の財政援助を行う場合の市場需給関係を論述し、民間保険組織における農業保険の効率性を解明してみよう。

保険理論において、保険料は純粋保険料と付加保険料から構成される。純粋保険料は将来の保険金の支払いに当てられる保険料部分、付加保険料は事務運営費、利潤を含む。つまり、 $\text{保険料} = \text{純粋保険料} + \text{事務運営費} + \alpha$ (利潤)。

しかし、農業保険の場合は農業経営の特徴によりリスクの損害発生率が一般の保険商品より高いため、保険金が多く求められる。そして、純粋保険料率はその算出基準の合理性、妥当性に基づいてその値が高く、保険料はさらに割高になる。一方、保険需要について、農民は農業リスクの存在を認識しているが、保険需要を抑制する重要な要因は農民の所得水準であると考えられる³⁹。

ところが、中国の農民の多数は低所得層であるため、農業保険に対する需要があるものの、その需要が潜在的で、有効需要になっていない。この結果、販売曲線は屈折した形状になっている。図表5はこの販売曲線を示している。縦軸に保険料、横軸に販売契約高をとると、それは全体として右下がりの曲線を示しているが、L、M、Nという三つの屈折点が存在する。L点は政府の補助がない場合、農業保険の損害率が高いことで、保険料がP1の場合は、契約高はわずかQ1である。政府が純粋保険料を補助すると仮定した場合、総保険料がP2を下回ることによって、ある程度の潜在的な需要を喚起することができ、販売契約高がQ2に増加されることが理解でき

図表5 民間保険組織における農業保険の販売曲線及び国の補助の下での販売状況



出所：水島一也『現代保険経済』1979 p.92を参考に筆者作成

る。これが現在中国の農業保険市場状態であるいえる。さらに事務費を補助することを仮定すれば、総保険料はさらにP3に下がり、これによって販売契約高はQ3に増加する。これはアメリカを始めとする民間保険組織の下での農業保険の発展状況を示しているといえる。

(3) 相互組合組織保険のメリット及び農業保険の販売曲線

一方、中国の農業経営方式と似ているのは日本の農業経営方式である。図表4で表示したように、日本の農業就業者一人当たり耕地面積は中国より若干大きいといっても、アメリカの1/30に過ぎず、小規模である。また、農業経営の分散や、兼農の特徴も中国と似ている。日本の農業共済(=農業保険)政策は日本の農業経営の特徴を考慮し、農業の安定経営、農業生産性の向上、農業災害の防止、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきた。

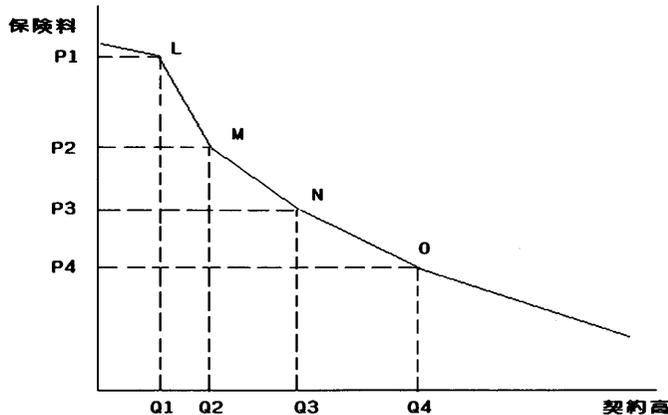
この事業政策の基礎は共済組合組織である。日本政府はすべての農家を市町村、部落ごとに組織し、これを基礎として共済事業を行う。なぜ日本政府は組合組織理論を利用し、農業共済事業を行うのかについて次のような

メリットが考えられる。

①従来農家の組合組織は経済弱者としての農業者が農業生産力の増進と自身の経済的・社会的地位を向上させるために、組合を組織し、さまざまな事業を行う。そこで、組合員間は相互救済の精神の下で、「非営利・最大奉仕」の原則に立っている。国は従来の市町村、部落などの隣保互助の精神に基づき、これをもって農業救済の事業を行うことで初めて堅実な運営を期することができると考えられた⁴⁰。

②日本の農業は零細・分散し、民間保険とした場合、一戸一戸の農家に対する保険教育、事業の推進、逆選択の予防および災害の発生後の道徳危険の予防、損害測定などに莫大な費用がかかる。組合組織の場合では、零細農家を組織し、共同で教育、事業推進を行うことができる。これは、この組織が市町村または部落を中心に、平素農業その他の事柄においてよくお互いの気心を知っている人々の間に行われるからなのである。したがって、その事業の経営においても事業に関係を有する各人が互いに道徳的責任を重んじ自制心を働くが故に、怠慢不注意による損害の増加、いわゆる道徳的危険の発生を抑制し、また共同

図表6 組合保険組織の下での販売曲線



出所：水島一也『現代保険経済』p.92を参照、筆者作成

準備財産の管理についても相互監視が十分行われ得るのである⁴¹。

③この事業は特殊の項目に対し前述の強制加入制を採っているから、逆選択の問題が存在しないのである。また、全国範囲で事業を行うことでリスクの広範囲な分散が可能である。さらに重大な災害に対し、国から再保険を提供することで、農業保護、農民生活の補助に大きな役割を果たすことができる。

以上の三点を考慮し、図表5を新たに考えてみよう。また同様の条件、つまり政府の保険料の補助及び事務費の補助を前提に考えると、図表6で表したように民間保険組織から得られた利潤 α の部分の消失と組合組織の統合経営（規模の経済効果）により費用の減少などにより、総保険料農業共済の場合は共済掛金はさらにP4を下回る。これによる取引契約高はさらにQ4に増加する。規模が大きくなるとスケールメリットがさらに作用し、共済掛金はさらに下回ることができると理解できる。したがって、農業共済組織により農業保険を運営することは、民間保険会社により運営することよりも低価格（低保険料）で提供することができ、この組織により農業保険を運営することが民間保険会社と比較し効

率性をもっていると考えられる。

(4) 保険と共済の相違

また、組織の原理からみると、保険と共済には大きな相違点が存在する。保険は営利の目的をもって保険業者が自己の損益計算において保険事業を営む。保険者は保険団体の加入者から一定の保険料を徴収し、保険事故が発生した場合に、被保険者に保険金を支払うものである。これに対し、共済は偶然の事故によって生ずる経済生活の不安定を除去するために多数の経済主体（農村の場合は農民）が、直接組織する共済組合であって、個々の経済主体が自ら組合組織を構成し、共済事業を行う。そこで、組合員間は相互救済を最大の目的として事業を行うことである。すなわち、保険企業は少数の株主の利益を守り、この上で利益の極大化を計る。共済事業は、組織全体の利益を重視し、協同組合の精神の下で、追加的な利潤の追求は避ける。これが共済事業の共済掛金は常に保険事業の保険料と比べ安価とし得る最大の理由である。

6. 結語

中国の農業状況はアメリカの農業状況と

まったく異なっており、農業保険の民間会社の運営は事務運営費においてアメリカより莫大な費用がかかり、保険料は相対的に高いことがわかった。

また、民間保険組織は株主に配当するため、利潤の追求が最大の目的である。同時に、農業保険は合理的な保険料率が見出されていない問題、保険料率が高い問題も存在する。この両方を合わせると、農業保険を民間保険によって運営することは保険の実効を挙げ難い。

一方、組合相互組織は営利目的ではなく、組合員間の助け合いを重視することで、農業保険を運営することはより費用を低減することができ、比較的、低保険料で保険を供給することができる。

したがって、中国は農業を保護する目的で経済政策として援助を行うと同時に農業組合を組織し、そこで農業保険を運営することにより効率性が挙げられると考えられる。

農業は国の基礎産業であり、国民の衣食を提供し人類生存の基本である。また、他の産業発展及び繁栄は農業に基本的に依存する。

これは人類社会発展の普遍的な規則である。特に中国は13億人の内その半分以上は農民であり、農業大国であるといえる。農業の安定は食料の確保、国民経済の順調な発展、社会の安定などに大きな影響を与える。したがって、農業保護政策の確立は何より重大であると考えられ、そのため、農業保険の役割は農業管理にあつて無視できないものである。これこそ各国政府が農業保険の政策上の支持、財政上の援助を行う最大の理由である。それ故、中国政府が経済政策として農業保険の整備をすることは重要であり、より効率性が挙げられる組合相互保険の設立を選択すべきであろう。

最後は本稿の今後の課題であるが、相互組合組織保険を導入した場合、具体的な仕組みの設定を検討すべきである。また、中国に適切な制度を確立するための方策として、強制保険項目の設定、政策上の補助などについて、中国の現状に立って事情を掌握した上で探索したい。

¹ 「中央1号文件」とは中国政府がその年に取り組み最優先課題を示す政令である。

² 保険密度は7.3元/人しかない。保険の密度は一人当たり保険料収入のことである。

³ MARK S. DORFMAN 1993『保険入門』成文堂、p.29

⁴ 大倉真人 2002「レビューアーティクルー保険市場における逆選択研究の展開一」『神戸大学 Discussion PaPer Serpis』、p.2

⁵ 大数法則とは、過去から長期・大量の災害や事故の発生傾向を統計的にとらえ、より大きな母集団があればあるほど、正確な数値となる。これは保険制度を成立しめる技術的基礎である。石田重森 庭田範秋 2004『保険・年金・ファイナンス』東洋経済新報社 p.10

⁶ 大倉真人 2002「レビューアーティクルー保険市場における逆選択研究の展開一」『神戸大学 Discussion PaPer Serpis』、p.2

⁷ 孟龍『国際視野与中国保険問題』2009中国財政経済出版社、p.144

⁸ 政府は農民を教育或いは説得することにより農業保険事業を展開する。

⁹ 普通の保険商品の利益から農業保険商品の損失を填補する。

¹⁰ Tuo国柱、李軍 2003『保険金融』
<http://www.shgz.gov.cn/gb/gzw/xxzh/mrjj/jrsc/userobjectlai5588.html>

¹¹ 1ムー=1/15ヘクタール

¹² 江蘇保監局 2009「江蘇省不断深化農業保險聯合共同保險方式模式」
<http://pnfo.nongjip.hc360.com/2009/06/301016104405.shtml>

¹³ 代理店のようなものであるが、その規模が低い。

¹⁴ 趙修彬「投向農業保險の一縷“陽光”」2009年4月7日農民日報、
<http://www.bzc.gov.cn/Body.C sP?PD=339>

- ¹⁵ Tuo国柱、李軍2003『保険金融』第9期、
<http://www.shgz.gov.cn/gb/gzw/xxzh/mrjj/jrsc/userobjectlai5588.html>
- ¹⁶ 政策性農業保険とは、中央・地方政府は財政上の援助により農民の農業保険への加入を促進し、事業を押広める。また、この保険事業は民間保険会社に任せ、加入体制は任意である。さらに、各級政府及び財政、農業、保険管理局、水利、気象、民政部などの各政府部門は協力し、保険業務の展開に積極的な支持がなければならない。
- ¹⁷ 言及したようにこの二つの運営方式は若干異なるが、運営組織は政府と民間保険会社と共同で運営するから、筆者は同じような運営方式にまとめた。(前述、3-1)
- ¹⁸ 民間保険会社と相互保険会社の区別は、民間保険会社は営利を第一の使命として収受する保険料が過剰する場合、益金として株主に配当する。これに対し、相互保険会社は加入者の相互扶助を原則として、一旦益金が出る場合、過収保険料の払い戻しとして契約者に払い戻す。
- ¹⁹ 現行の中国の農業保険は試験的に各地域で展開され、全国統一的な法律が整備されていない。そのため、政策の規範性が欠けることに加えて、地域的の経済発展が不均衡な結果、全国マクロ的なコントロールが無力である。
- ²⁰ 農林水産省ホームページ
- ²¹ 下山一二1943『農業保険』日本出版配給株式会社、pp.128~134
- ²² また、財政支援を得ない自主運営事業として建物、農機具など「任意共済事業」がある。総務省行政評価局ホームページ「農業災害補償制度の概要」p4
http://www.soumu.go.jp/hyouka/nougyousaigai_051216.html
- ²³ 茂野 隆一「農業保険の歴史と理論」『農業共済の経済分析』p.10
- ²⁴ 総務省行政評価局ホームページ、前掲論文、p.5
- ²⁵ 総務省行政評価局ホームページ、前掲論文、p.17
- ²⁶ 総務省行政評価局ホームページ、前掲論文、pp.18~19
- ²⁷ 広瀬 牧人「農業共済制度の財政」『農業共済の経済分析』p.40
- ²⁸ 孟春2006『中国農業保険試点模式研究』中国財政経済出版社、pp.36~40
- ²⁹ Tuo国柱 朱俊生 2005「關於我国農業保険制度建設幾個重要問題的探討」
<http://www.china-insurance.com/news-center/newslst.asp?id=80423>
- ³⁰ 松下武司1966『保険経済学』三和書房、p.27
- ³¹ 保険料 = 純粋保険料 + 付加保険料。
- ³² 農作物の火災保険は、発生確率が低く、損失単位が低く、損失額が低いということで、通常の民間保険商品である。
- ³³ これも商業保険の商品に当たる。
- ³⁴ 中国の農業保険の道徳的危険は総保険金の20%と高い割合を占めている。(前述2-3)
- ³⁵ アメリカの農業保険制度は任意加入性を採用するものの、さまざまな農業支援政策とセットしている。農民は国の補助制度を利用したければ保険に加入しないとイケない。(前述4-2)
- ³⁶ 2007年農民の農業経営の収入は全収入の42.15%しか占めていない。(出所：2008 中国統計年鑑)
- ³⁷ 上海・江蘇省・浙江省の三省は「統保」の準強制加入性(一定の要件に達した農民に対し強制加入)を採っているが、それ以外すべての省は任意加入性を採用している。
- ³⁸ 水島一也 1979『現代保険経済』千倉書房、pp.74~76
- ³⁹ 保険理論上の給付反対給付の原理に基づいて、保険料及び保険金は経済上同価値の対価給付の関係に立っている。共済事業は隣保相助の原理に基づき共済掛金の負担は所属員の間の災害危険の程度のみならず負担能力の如何などを考慮して、共済掛金の額を決定することは差しえない。
- ⁴⁰ 下山一二 1943『農業保険』日本出版配給株式会社、pp.18~22

<参考文献>

- 石田重森 庭田範秋 2004『保険・年金・ファイナンス』東洋経済新報社
- 石田成則 1988「生命保険市場と消費者主権の概念」『保険学研究』慶応義塾大学商学部庭田研究会
- 大倉真人 2002「レビューアーディクルー保険市場における逆選択研究の展開一」『神戸大学 Discussion Paper Series』
- 茂野隆一 2001「農業保険の歴史と理論」『農業共済の経済分析』農林統計協会
- 下山一二 1943『農業保険』日本出版配給株式会社
- 水島一也 1979『現代保険経済』千倉書房
- 松山武司 1966『保険経済学』美和書房
- MARK S. DORFMAN 1993『保険入門』成文堂
- 広瀬牧人 2001「農業共済制度の財政」『農業共済の経済分析』農林統計協会
- 堀田一吉 1988「保険における需要と供給」『保険学研究』慶応義塾大学商学部庭田研究会
- 江蘇保監局 2009「江蘇省不断深化農業保険聯弁共同保險方式模式」
<http://info.nongji.hc360.com/2009/06/30101610440>

5.shtml

趙修彬 2009年4月7日「投向農業保険の一縷“陽光”」

農民日報

<http://www.bzagri.gov.cn/Body.asp?ID=339>

夢春 2006『中国農業保険視点模式研究』中国財政
經濟出版社

孟龍 2009『國際視野与中国保險問題』中国財政經
濟出版社

Tuo国柱、李軍 2003『保險金融』第9期

[http://www.shgzw.gov.cn/gb/gzw/xxzh/mrjj/
jrsc/userobjectlai5588.html](http://www.shgzw.gov.cn/gb/gzw/xxzh/mrjj/jrsc/userobjectlai5588.html)

TUO 国柱 2006「建設新農村需要加快農業保險建
設」

[http://www.china-insurance.com/news-center/
newslist.asp?id=91613](http://www.china-insurance.com/news-center/newslist.asp?id=91613)

劉仁伍 2006『新農村建設中的金融問題』中国金融

出版社

参照URL

日本総務省『世界の統計』[http://www.stat.go.jp/
data/sekai/04.htm#h4-04](http://www.stat.go.jp/data/sekai/04.htm#h4-04)

総務省行政評価局ホームページ「農業災害補償制
度の概要」

[http://www.soumu.go.jp/hyouka/nougyouisaigai_
051216.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/nougyouisaigai_051216.html)

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/>

中華人民共和国国家統計局『統計年鑑』各年版

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsjs/>

吉林安華 <http://www.jl-bx.com/ahic/>

黒龍省陽光相互保 [http://www.samic.com.cn/Inde
x/SpecialNews.asp?SpecialClass=2](http://www.samic.com.cn/Index/SpecialNews.asp?SpecialClass=2)

上海安信農業保險 <http://www.aaic.com.cn/aaic/>